

2008年2月20日

北海道労働委員会
会長 曾根 理之 様

〒060-0004
札幌市中央区北4条西12丁目
ほくろビル2階
申立人 全ダイトユニオン
執行委員長 西 島 秀 行

不当労働行為救済申立書

労働委員会規則第32条第1項の規定に基づき、次のとおり申し立てます。

記

〒060-0004
札幌市中央区北4条西12丁目
ほくろビル2階
申立人 全ダイトユニオン
執行委員長 西 島 秀 行
電話011-210-0505

〒003-0869
札幌市白石区川下1069-10
被申立人 株式会社 大 仁
代表取締役 四元 善博
電話011-873-2641

第1 請求する救済の内容

- 1、 被申立人会社は、申立人組合から求められた2008年2月2日付要求に関する団体交渉に誠実に応じ、申立人組合に対して迅速な協議を履行しなければならない。
- 2、 被申立人会社は、申立人組合の結成を理由に組合員が就労する会社の解散を決定したとして申立人組合員に個別に通知し、解雇するとし、賃金についても支払うことはできない等と発言して申立人組合の信用を失墜させ、申立人組合の運営を妨げてはならない。
- 3、 被申立人会社は、申立人組合の組合員に対して朝礼時に組合結成を理由とした解雇を命じ、また会社借り上げ住宅からの緊急退去を強行する等して、申立人組合員に対して著しく不利益な取り扱いをしてはならない。

- 4、 被申立人会社は、申立人組合の組合員に対する2008年2月3日付解雇を速やかに撤回し、原職に復帰させ解雇日以降原職復帰までの賃金相当額を支払わなければならない。
- 5、 被申立人会社は、下記内容の陳謝文を縦1メートル、横1.5メートルの白色木板に楷書で墨書し、会社の正面玄関又は外部から見やすい場所に本命令書の交付の日から7日以内に10日間掲示すると共に北海道新聞の全道版、日本経済新聞、朝日新聞、毎日新聞、及び読売新聞の全国版に2段7センチ幅の広告を10日間掲載しなければならない。

記

弊社の次の行為は、この度北海道労働委員会により労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に違反する不当労働行為であると認定されました。

- 1、 弊社が、貴組合から求められた2008年2月2日付組合要求に関する団体交渉に際し誠実かつ迅速な協議を履行しない行為。
- 2、 弊社が、貴組合の結成を理由に組合員の皆様に対して就労するそれぞれの会社解散を決定したと個別に通知し、賃金についても支払うことはできない等と発言し、貴組合の信用を失墜させ、貴組合の組合運営を妨げた行為。
- 3、 弊社が、貴組合の組合員の皆様に対して朝礼時に組合結成を理由として解雇を命じ、更に、会社借り上げ住宅からの緊急退去を強行する等して、組合員の皆様に対して著しく不利益な取り扱いをしたこと。

弊社は、上記の行為について本謝罪文にて、深くお詫び申し上げますと共に、組合員の皆様に対する2008年2月3日付解雇を速やかに撤回し、原職に復帰させ解雇日以降原職復帰までの賃金相当額を支払うと共に、貴組合との団体交渉に速やかに対応し、要求事項全てについて誠実に協議を致します。また、労働基準法及び労働組合法等の労務関係法令については十分に見識を深めてかかる不当労働行為を繰り返さないことをお約束致します。

以 上

年 月 日

(掲示する初日を記載すること。)

全ダイトユニオン

執行委員長 西 島 秀 行 様

株式会社 大 仁
代表取締役 四元 善博

第2 当事者

- 1、 被申立人株式会社大仁（以下、「会社」という）は1990年4月に株式会社として設立され、肩書地において資本金1億円、従業員約20名を以って、融雪機の製造・販売業を営んでいる。
- 2、 会社は肩書地に融雪機販売会社4社を支配・運営するほか、融雪機のメンテナンス及び設置工事会社を運営し、更に肩書地外にも融雪機販売会社4社、メンテナンス及び設置工事会社1社等を支配・運営している。社名等については下表の通りである（以下これら12社を「グループ会社」といい、会社と併せて「大仁グループ」という。）

社名	住所	備考
株式会社 札幌東大仁	〒003-0869 札幌市白石区川下 1069-18	代表者 四元和恵
株式会社 札幌南大仁	〒003-0869 札幌市白石区川下 1069-18	代表者 四元和恵
株式会社 札幌西大仁	〒002-8053 札幌市北区篠路町篠路 391	登記上は篠路。 実態は白石区川下。
株式会社 札幌北大仁	〒002-8053 札幌市北区篠路町篠路 391	代表者 四元和恵
株式会社 丸善大仁サービス	〒003-0869 札幌市白石区川下 1069-18	代表者 石川 明
株式会社 大仁商会	〒003-0869 札幌市白石区川下 1069-18	代表者 四元善博
株式会社 旭川大仁	〒071-8112 旭川市東鷹栖東 2条 1丁目 843-20	代表者 四元和恵
株式会社 大仁（青森）	〒030-0643 青森市大字浜田字玉川 247-1	代表者 四元麻乃
株式会社 弘前大仁	〒036-8087 弘前市大字早稲田 3丁目 1-2	代表者 四元麻乃
株式会社 秋田大仁	〒013-0043 横手市安田字八王寺 184番地	代表者 四元麻乃
株式会社 丸善大仁サービス（青森）	〒030-0643 青森市大字浜田字玉川 247-1	代表者 四元麻乃
株式会社 大仁 新庄支店	〒996-0002 新庄市金沢 2845番地 2号	代表者 四元麻乃

- 3、 申立人組合全ダイトユニオン（以下、「組合」という。）は、大仁グループに勤務する労働者及び同社を退職した労働者をもって2008年2月1日に結成され、組合員10名を擁し、連合北海道札幌地区連合会及び札幌地区ユニオンに加盟している。